

旧門司駅関連遺構等の展示方策等検討懇話会 開催要綱

（目的）

第1条 門司港地域複合公共施設整備事業の建設予定地から発掘された旧門司駅関連遺構に係る出土品や記録等を用い、当時の門司港地域の歴史、産業や人々の暮らしなどをわかりやすく伝える展示方策などを検討するにあたり、専門家等から意見を聴取するための懇話会を開催する。

（構成員）

第2条 懇話会の構成員は、各分野における有識者や地域の方の中から、都市戦略局長が選任する。また、構成員の任期は、令和8年3月31日までとする。

（構成員の役割）

第3条 懇話会の構成員は、本事業に関する各分野における意見を述べる。

（運営）

第4条 懇話会の運営は、次のとおりとする。

- （1）懇話会に座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。
- （2）座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- （3）座長は、必要があると認めるときは、議事に関係ある者に臨時構成員として出席を求めその意見を聴くことができる。
- （4）座長に事故がある場合には、構成員のうちから座長があらかじめ指名した者が代理する。
- （5）懇話会は公開とし、後日議事要旨を北九州市ホームページで公開する。

（守秘義務）

第5条 構成員は、知り得た秘密を漏らしてはならない。任期終了後も同様とする。

（事務局）

第6条 懇話会の事務局は、次のとおりとし、会議の庶務は、事務局において処理する。

- （1）門司港地域複合公共施設整備事業、会議の運営に関すること
都市戦略局事業推進課
- （2）文化財に関すること
都市ブランド創造局文化企画課

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関して必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

（暴力団排除）

第8条 次の各号に該当する者は、上記構成員の資格を有しない。

- （１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （２）暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- （３）暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものであること。

附則

この要綱は、令和7年4月25日から施行するものとし、令和8年3月31日にその効力を失う。